

<第7次計画等の策定にあたって>
・第4～6次計画等（現行含め3期）では、上位方針である「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」（H29.3月、期間H29～R8）の方向性に基づき計画を策定
・近年、社会情勢の変動が急激であることや、国の障害者施策が転換期を迎えていることから、現中長期指針の考え方・取組が次期計画に取り入れつつ、本市の現状・課題を再整理しながら第7次計画等を策定する

第6次計画等の主な骨子

第1部 総論

基本理念

必要な支援が多様な地域の担い手により提供されるとともに、あらゆる社会的障壁が取り除かれ、すべての障害者が、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することで、障害のある人もない人も、誰もが活躍し、共に支え合う共生社会を構築する。

計画の視点

- 中長期指針の基本目標の達成に向けた施策の推進と利用者本位の支援
- ライフステージの全段階での相談とサービスの一層の充実と重点化
- 誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進
- 新しい生活様式の実践

第2部 各論

重点課題

親なき後の支援、重度の障害のある方たちへの支援、発達障害者に対する支援、働く方や働きたい方たちへの支援

計画の体系

基本目標別の施策展開

*各基本目標の方針には、中長期指針の考え方も盛り込む

- 地域生活支援の拡充
- 相談支援の充実
- 保健・医療の充実
- 障害児支援の充実
- 理解促進・社会参加の推進・次世代への継承
- 生活環境の整備

第3部 第7期千葉市障害福祉計画

第4部 第3期千葉市障害児福祉計画

第5部 計画の推進に向けて

- 関係機関等との連携
- 進行管理と評価
- 計画の弾力的運用

第7次千葉市障害者計画等の骨子について

中長期指針（H29～R8）の総括 ※「中長期的に取り組むべき課題」ごと

●サービスの提供量は充実し、障害者理解は一定程度進展したが、重度障害者等の受入体制や事業者の過度な参入によるサービスの質の低下などの問題が顕在化

- 障害者一人ひとりに寄り添う相談体制の整備**
取組…基幹相談支援センターの開設、発達障害の相談体制の強化、こども発達相談室の新設
成果…増大する相談ニーズに対応、気になる段階・グレーゾーンなど対応可能な体制を整備
⇒誰でも・幅広く相談できる体制が確立
- 重度・特別な配慮を必要とする方へのサービス提供体制の整備**
取組…医療的ケア・強度行動障害の受入体制強化、重度障害者の就労支援
成果…保育所・子どもルーム・生活介護事業所への受入拡大、就労機会の継続・拡大
⇒制度整備は進んだが、居住系サービスの受入体制の問題により、未だ支援が十分には行き届いていない
- 社会全体の障害者理解の不足の解消**
取組…パラスポーツの推進、学校・鉄道駅等のバリアフリー化の推進、差別解消法の周知・啓発
成果…インクルーシブな交流の増加、社会参加の拡大、合理的配慮の理解促進
⇒共生社会の実現に向けて一定程度の進展
- 障害福祉施策関連事業費の増大への対応**
取組…障害者の福祉手当・移動費用（福祉タクシー等）の見直し
成果…事業費が増大する中、限られた財源を必要な施策に重点化
⇒障害福祉サービス等について、事業者の過度な参入による質の低下が問題（特に児発・放デイ・就労継続・GH）

アンケート・障害者団体ヒアリング調査結果（概要）

●「親なき後の支援」といったこれまでの重点課題は、引き続き、構造的な課題が顕在化

- 親なき後の支援**
・日常生活では「将来の生活に不安を感じている」が前回同様最も多く、障害種別を問わず共通課題
- 重度の障害のある方たちへの支援**
・サービスは整備されたものの、人材確保や支援スキルの向上が課題
・医療との連携を含めた持続可能な支援体制の強化・地域間格差の解消が課題
- 発達障害者児への支援**
・対人関係や環境調整の不安や困難への支援を求める声が多く、ライフステージごとの相談支援体制強化が課題
・早期発見・早期支援の重要性は共有されつつあるが、専門人材や支援体制が不足している
- 就労支援**
・障害者就労では「職場の上司や同僚の障害の理解が必要」が前回同様最多で、引き続き、環境の質が課題
・制度は整備されたものの、継続的な支援体制や障害の特性などに応じた就労形態の多様性が不足

<参考>強度行動障害アンケート調査に係る報告書（R7.3月）※在宅生活者向け

- 障害支援区分の重度者が多く、複数のサービス利用により地域生活を維持
- 短期入所やグループホーム等の受入体制が不足しており、特に親なき後や緊急時への不安が課題

近年の国の動き

●近年、権利保障や意思決定支援を基盤に、受け皿整備と制度の持続可能性の確保に向けた再構築が進められている
⇒我が国は障害福祉施策の転換期を迎えている ※R4に障害者権利条約に係る国連審査で指摘あり

- 権利保障・意思決定支援の充実**
民間事業者による合理的配慮の義務化、情報アクセシビリティの推進、多様なコミュニケーション手段の確保、就労選択支援の創設、成年後見制度の見直し
- 地域社会の受け皿整備**
障害福祉サービスの質の向上、医療・教育・福祉等の連携強化
- 持続可能な支援体制と制度の再設計**
臨時応急的な報酬改定（R8年6月）、人材確保と専門性の向上、制度運用の適正化と実効性の確保

（参考①）本市の動き
「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」制定（R7年6月）

（参考②）関係法令と市障害者計画の関係
市障害者計画は、情報アクセシビリティ等推進法や手話施策推進法の趣旨を踏まえたものとする必要がある。

第7次計画策定の考え方

- 中長期指針に基づく取組により、サービスの提供体制の整備が進化した一方で、重度障害者等の受入体制や財政負担などの課題が残っていることから、**量の確保に加え、質の向上と持続可能な提供体制の構築**を重視する。
- 近年の国の動きなども踏まえ、障害のある人の権利保障と意思決定支援を基盤としながら、**一人ひとりが主体的に選択できる環境整備**を進める。
- 地域生活の基盤整備や意思決定支援の充実を踏まえ、**地域社会における共生や社会参加の促進**を図るとともに、医療・福祉・教育・就労等の連携による**包括的な支援体制の構築**を目指す。

※重点課題は現計画を維持。「障害福祉計画」「障害児福祉計画」は、国の基本指針及び市の障害者計画に即して策定。

資料4

第7次計画等の主な骨子

第1部 総論

現計画を踏襲するが、理念は「目指す姿」のみに明確化し、手段は『基本方針』以降に整理。地域生活や社会参加、活躍などの概念を「役割」として求め、社会の中での居場所を重視。

基本理念

障害の有無にかかわらず、誰もが地域の中で役割を持ち、互いに支え合いながら生活し、社会のあらゆる分野で自らの力を発揮できる共生社会の実現を目指す。

現計画の視点(1)(2)は(1)に一体化し、国の動向を踏まえて権利擁護に関する(2)を新たに設定。(3)は現計画を踏襲し、(4)は条例制定なども踏まえて新たに設定。

基本方針

- 相談支援・障害福祉サービスの質の維持・向上と持続可能な提供体制の確保
- 権利擁護と意思決定支援の充実
- 社会参加の促進と地域社会における包摂的な環境整備
- 情報の取得・利用・意思疎通の施策の推進

第2部 各論

引き続き構造的な課題が顕在化しているため、現計画を踏襲

重点課題

親なき後の支援、重度の障害のある方たちへの支援、発達障害者に対する支援、働く方や働きたい方たちへの支援

現計画の枠組みを踏襲し、施策体系を整理（相談支援は2→1に変更）

基本目標

- 本人の意思決定を支える相談支援の充実
- 生活を支える基盤の整備
- 保健・医療と連携した地域生活の支援
- ライフステージに応じた障害児支援の推進
- 理解の促進と社会参加・役割の創出
- 誰もが安心して生活できる環境整備

第3部 第8期千葉市障害福祉計画

第4部 第4期千葉市障害児福祉計画

第5部 計画の推進に向けて

- 関係機関等との連携
- 進行管理と評価
- 計画の弾力的運用

一部の障害福祉サービスなどについて、「総量規制」を活用